

質疑の事前通告ルール申合せ事項

1. 提出期限について
 - (1) 本会議の議案質疑の事前通告について
 - ・ 質疑日の2日前（開庁日）の午前10時まで
 - (2) 予算・決算特別委員会質疑の事前通告について
 - ・ 委員会開催日の1日前（開庁日）の午前10時まで

2. 提出方法について
メール又は持参にて議会事務局へ提出する。
ただし、メールの場合は到着確認の電話をすること。

3. 質疑内容について
 - ・ 発言は、すべて簡明に、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない。【会規第54条第1項】
 - ・ 質疑は、自己の意見を述べるができない。【会規第54条第3項】
 - ・ 質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。【会規第55条】
 - ・ 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。【会規第56条】
 - ・ 質疑は、提出された議案の疑問点を明らかにする場であり、意見や賛否の表明は禁止とされている。

4. 本ルールの取り扱いについて
 - ・ 議会改革特別委員会で検討した結果を議運に提言して、申し合わせ事項として、全員協議会で共有する。